

感染症について

NPO 法人ステップハートでは、感染症予防と対策に細心の注意を払い、安全で安心できる環境の中で、日々の活動に参加いただけるよう心がけてまいりたいと思います。

《ご家庭にご協力・ご注意願いたいこと》

- 1, 体調の管理…普段から生活リズムを整える。食事・水分の十分な摂取を心がける。
- 2, 普段から、手洗いや手指等の消毒を適宜行う。
- 3, くしゃみ、咳が出る等、感染症による症状が疑われる場合は、マスクを持参・装着する。
- 4, 朝の検温の結果や、体調に気になる点について、必ず職員に連絡もしくは連絡帳に記入。
- 5, 体調が心配な時、他児に感染する恐れがある時は、無理な利用をひかえる。施設の性格上、お体の弱いお子様もいらっしゃいます。集団感染のリスクを考え、慎重な判断をお願い致します。
- 6, 来所後の体調不良や発熱時に備え緊急連絡先を報告（連絡が取れるよう対応をお願いします）
- 7, 感染症で学校を欠席した場合は、ステップハートの利用もご遠慮ください。
- 8, ご本人が通う学校や寮、併用先の放課後等デイサービスなどで、学級閉鎖、施設閉鎖等による自宅待機の通達が出された場合、待機が解消されるまでの期間の利用をひかえていただきます。

《ステップハートでの対策》

- 1, 来所時の検温。入室時や飲食物を扱う前の手洗いの徹底。適宜手指の消毒。
- 2, 手洗い後の共用タオルの使用禁止、各自のハンカチ・タオルの使用、ペーパータオルの使用。
- 3, 食器・調理器具・ドアノブ・床・遊具等の洗浄および消毒。
- 4, 来所時に体調の変化や発熱があった場合、保護者に連絡。
- 5, 職員全員の健康管理。

《新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・ノロウイルス等の施設内感染が確認された時の対応》

- *感染者が出た場合は保健所・市担当課に連絡・報告、指導を仰ぐ。
- *状況により、ステップハートが一定期間閉所になる場合もあります。

利用停止および治癒証明書等について

群馬県医師会および群馬県教育委員会により決定している、学校における対応にステップハートもならい、同様の対応をしています。感染症によって、利用停止期間および利用再開の条件、提出する治癒証明書等の届出の仕方が異なります。詳しくは「別紙 感染症に関する届出の分類表」を参照ください。

感染症	利用停止期間	届出	記入者
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	新型コロナウイルス感染症療養報告書	保護者
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	インフルエンザ療養報告書	保護者
その他の感染症	「学校感染症」に指定された感染症	治癒証明書	医師
	その他	利用再開届	保護者

※ 感染症に関するお知らせ、治癒証明書、療養報告書、利用再開届につきましては、ホームページにて閲覧・ダウンロードができます。当法人にて印刷・配布させていただくこともできますので、ご希望の方はお伝えください。